２　電気通信事業法施行規則様式第四の表の一から三十四までに掲げる電気通信役務ごとに次の各号のいずれにも該当するものを提供する電気通信事業者は、様式第十五の五により、毎報告年度経過後一月以内に、当該電気通信役務に関する当該報告年度末の契約の状況について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。ただし、前項の表報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者が行う同表報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務については、この限りでない。

［二・二　略］

［３・４　略］

別表　電気通信役務の種類（第四条の六関係）

［一ゝ八　略］

九　電話（アナログ電話用設備（事業用電気通信設備規則第三条第二項第三号に規定するものをいう。）を用いて提供する音声伝送役務に限る。）及び総合デジタル通信サービスの役務

［十ゝ十七　略］

［備考　略］

様式第５の２（第２条第１項関係）

電気通信役務契約等状況報告
利用数

年　月　日現在

サービスの種類　ワイヤレス固定電話

事業者名

都道府県	利用数
合計	
参考事項	

注１　ワイヤレス固定電話のために最終利用者に付与されている電気通信番号の数を記載すること。

２　注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

３　「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本産業規格都道府県コードの番号の順序によること。

４　記載する都道府県の数に応じ、項を適宜増減すること。

５　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

様式第28（第８条関係）

第１表

電気通信番号の使用に関する報告
（自らが指定を受けた番号（０ＡＢ～Ｊ）／番号使用状況）

年３月31日現在

事業者名
法人番号

２　電気通信事業法施行規則様式第四の表の一から三十三までに掲げる電気通信役務ごとに次の各号のいずれにも該当するものを提供する電気通信事業者は、様式第十五の五により、毎報告年度経過後一月以内に、当該電気通信役務に関する当該報告年度末の契約の状況について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。ただし、前項の表報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者が行う同表報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務については、この限りでない。

［二・二　同上］

［３・４　同上］

別表　電気通信役務の種類（第四条の六関係）

［一ゝ八　同上］

九　電話（アナログ電話用設備（事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第三条第二項第三号に規定するものをいう。）を用いて提供する音声伝送役務に限る。）及び総合デジタル通信サービスの役務

［十ゝ十七　同上］

［備考　同上］

［新設］

様式第28（第８条関係）

第１表

電気通信番号の使用に関する報告
（自らが指定を受けた番号（０ＡＢ～Ｊ）／番号使用状況）

年３月31日現在

事業者名
法人番号